

## 沖縄本島南部地区の土砂採取に関する意見書

沖縄防衛局は、昨年4月辺野古基地に関し、公有水面埋立法に基づく設計変更を沖縄県に申請している。計画には、沖縄戦の激戦地である本島南部地区から新たな土砂の調達が含まれている。

先の大戦で甚大な犠牲を出した本島南部地区では、今なお遺骨の発掘・収集が行われている。遺骨のDNA鑑定による身元確認と遺族のもとへ返還する新たな取り組みも行われている。そのため、遺骨混入の土砂を辺野古の埋立は基より、公共事業や民間の工事で使用されることはあってはならない。本町でも先の大戦により住民の約半数の犠牲を出し、遺骨の収集も行われている。町民、県民感情に照らしても最大限の配慮を行うべきである。

したがって、西原町議会は人道上の立場から下記の事項を強く要請する。

### 記

- 1, 辺野古基地の埋立土砂として、遺骨混入の土砂を使用することがないように、最大の配慮をすること。
- 2, 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の趣旨に準じて、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月23日

沖縄県西原町議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方担当大臣、沖縄防衛局長